

1	貸金業法
---	------

用語の定義

2

**a 適切でない**

「この法律において『貸金業』とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。……）で業として行うものをいう。」とされる（貸金業法 2 I 柱書）

したがって、記述 a は、適切でない。

**b 適切である**

「この法律において『貸付けの契約』とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。」とされる（2 III）。

したがって、記述 b は、適切である。

**c 適切である**

「この法律において『顧客等』とは、資金需要者である顧客又は保証人となるうとする者をいう。」とされる（2 IV）。

したがって、記述 c は、適切である。

**d 適切でない**

「この法律において『信用情報』とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。」とされる（2 X III）。

したがって、記述 d は、適切でない。